

10月NEWS

(1) 制度情報

消費税の軽減税率制度「区分記載請求書等保存方式」の導入についてご紹介します。

(1) 期間

2019年10月1日から2023年9月30日まで

(2) 「区分記載請求書」の記載事項

- ・請求書発行者の氏名又は名称
- ・取引年月日
- ・取引の内容
- ・請求書受領者の氏名又は名称
- ・対価の額
- ・”追加” 軽減税率の対象品目である旨(「※」印等をつけることにより明記)
- ・”追加” 税率ごとに区分して合計した対価の額(税込)

(3) 対応ポイント

- ・新たに追加された2項目の記載がない「区分記載請求書」を受け取った場合、
受領者は取引の事実に基づいて「区分記載請求書」に追記する事が可能
- ・免税事業者も「区分記載請求書」を交付することが可能

(4) 2023年10月1日から実施されるインボイス制度との違い

① 「区分記載請求書」が求められていない記載内容

- ・インボイス発行事業者の登録番号
- ・適用税率
- ・消費税額等

② (3) 対応ポイント・追記することで対応が可能な点

(5) 導入後における請求書例

・区分記載請求書に対応

請求書		
(株)〇〇御中		(株)△△社
ご請求金額		2019年10月30日
10,940円		
日付	品名	金額(税込)
9月20日	A商品	1,080円
10月6日	B商品※	2,160円
10月20日	C商品	3,300円
10月26日	D商品	4,400円
	合計	10,940円
	旧税率8%対象	1,080円
	新税率10%対象	7,700円
	軽減8%対象	2,160円
※は軽減税率対象品目		

・インボイスにも対応

請求書		
(株)〇〇御中		(株)△△社
ご請求金額		2019年10月30日
10,940円		
日付	品名	金額(税抜)
9月20日	A商品	1,000円
10月6日	B商品※	2,000円
10月20日	C商品	3,000円
10月26日	D商品	4,000円
	小計(8%)	1,000円
	小計(8%※)	2,000円
	小計(10%)	7,000円
	消費税(8%)	80円
	消費税(8%※)	160円
	消費税(10%)	700円
	合計	10,940円

※は軽減税率対象品目

注:2023年10月以降は事業者番号も記載

(2)10 月の主な税務

10 月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

提出期限等	内容
10 月 10 日	9 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
10 月 31 日	8 月決算法人の確定申告
10 月 31 日	5 月、8 月、11 月、2 月の決算法人・個人事業者の 3 月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
10 月 31 日	法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
10 月 31 日	2 月決算法人の中間申告
10 月 31 日	消費税の年税額が 400 万円超の 11 月、2 月、5 月決算法人の 3 月ごとの中間申告
10 月 31 日	消費税の年税額が 4,800 万円超の 7 月、8 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告

(3)スタッフの一言

今年の台風は進路も含め予期せぬ事態が続いています。

被害にあわれた方々、心よりお見舞い申し上げます。

担当 津野